

◆両立支援等助成金の概要

コース	主な受給要件	支給額
出生時両立支援コース★	①男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させたこと ②育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させたこと	①1人目の育児取得 57万円（中小企業以外 28.5万円） 2人目以降 5日以上14日未満 14.25万円 14日以上1か月未満 23.75万円 1か月以上 33.25万円 2人目以降（中小企業以外） 14日以上1か月未満 14.25万円 1か月以上2か月未満 23.75万円 2か月以上 33.25万円 1企業1年度10人まで ②28.5万円（中小企業以外 14.25万円） 1企業につき1回まで
介護離職防止支援コース★	①介護支援プランを作成し、合計14日以上介護休業を取得させた中小企業事業主 ②介護両立支援制度（在宅勤務、フレックスタイム等の介護のための柔軟な就労形態）を導入し、制度を利用する労働者が生じた中小企業事業主 ③新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した労働者が生じた中小企業事業主	①休業取得時 28.5万円 職場復帰時 28.5万円 ②28.5万円 ①②それぞれにつき1企業1年度5人まで ③新型コロナウイルス感染症対応特例 有給休暇取得日数が5日以上10日未満 20万円 有給休暇取得日数が10日以上 35万円 上記2つをあわせて1企業1年度5人まで

コース	主な受給要件	支給額
育児休業等支援コース★	①～④ 育児休業の円滑な取得、育休取得者の代替要員の確保、職場復帰後の支援等に取り組む中小企業事業主 ⑤新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度および両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た事業主	①育休取得時 28.5 万円 ②職場復帰時 28.5 万円 業務代替労働者への職場支援に取り組んだ場合 19 万円加算 ①②とも 1 企業当たり無期雇用者 1 人、有期雇用労働者 1 人の計 2 人まで ③代替要員確保時 47.5 万円 育休取得者が有期雇用労働者の場合 9.5 万円加算 1 企業 1 年度 10 人まで 5 年間 ④職場復帰後支援 子の看護休暇制度導入時 28.5 万円 制度利用時 休暇時間× 1,000 円 (1 年度 200 時間まで) 保育サービス費用補助制度導入時 28.5 万円 制度利用時 事業主負担額の 2/3 (1 年度 20 万円まで) ③④の制度導入時の助成はそれぞれ 1 企業 1 回まで ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例対象労働者 1 人当たり 5 万円 1 企業につき対象労働者延べ 10 人まで支給 (上限 50 万円)
女性活躍加速化コース★	女性が活躍しやすい職場環境の整備 (女性の積極採用、女性の配置・育成・教育訓練、女性の積極登用・評価・昇進等) に関する数値目標・取組目標を掲げ、目標を達成した、労働者数 300 人以下の中小企業事業主	取組目標および数値目標達成時 47.5 万円 1 企業 1 回まで

コース	主な受給要件	支給額
事業所内保育施設コース※	事業所内保育施設を設置・増築・運営すること	事業所内保育施設を設置・増築・運営すること ①設置費用の 2/3（中小企業以外 1/3） 上限 2,300 万円（中小企業以外 1,500 万円） ②運営費用（1～5 年目） 年間の 1 日平均保育乳幼児 1 人当たり年額 45 万円（中小企業以外 34 万円） 上限 1,800 万円（中小企業以外 1,360 万円） ③増築または建替え費用の 1/2（中小企業以外 1/3） 増築時上限 1,150 万円（中小企業以外 750 万円） 建替え時上限 2,300 万円（中小企業以外 1,500 万円）
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主	対象労働者 1 人につき、取得した有給休暇の延べ日数が合計 20 日以上の場合に 28.5 万円を支給（1 事業所当たり 5 人まで） 対象期間：2021 年 4 月 1 日～2022 年 1 月 31 日
不妊治療両立支援コース★	不妊治療と仕事の両立に資する職場環境の整備に取り組むとともに、企業が選任した両立支援担当者が不妊治療両立支援プランを策定し、同プランに基づく措置を実施し、不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用した労働者が生じた中小企業事業主	①環境整備・休暇の取得等 28.5 万円（1 回限り） ②長期休暇の加算 28.5 万円（連続 20 日以上休暇を取得し、原職復帰後 3 か月以上継続勤務させた場合・1 事業主当たり 1 年度 5 人まで） ①の対象労働者が②の支給要件を満たす場合は、②の対象労働者ともすることができる。

★生産性要件による支給額の割増があるコース

※ 2016 年度以降は新規受付を停止し、内閣府が所管する企業主導型保育事業による助成に移行。